

# 労働者派遣事業 自主点検チェックリスト

あなたの会社で、過去1年間、実施した労働者派遣について、  
以下の設問にそって、法令遵守状況を点検してみてください。  
(事業実績がない場合も、法令の理解をチェックしてみてください)

事業所名 \_\_\_\_\_ 許可番号 \_\_\_\_\_  
部署・役職 \_\_\_\_\_ 点検者氏名 \_\_\_\_\_  
点検年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 過去1年間の派遣事業の実施 あり なし

## 1 行ってはならない事項や制限のある事項

NO.1 請負や委託など、労働者派遣契約以外の契約により、自己の労働者を他人の指揮命令を受けて労働者に従事させる事業を行っていませんか？

行っている 行っていない

点線の中には参照していただきたい法律などをお示ししました。→→

派遣法第2条第1号、職業安定法第4条⑥、第44条

NO.2 (特定派遣事業所のみ) 期間の定めのある労働契約の労働者を派遣している場合に、その労働者は1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者ですか？

見込まれない 見込まれる

期間の定めのある労働契約の労働者を派遣していない

派遣法第2条第5号、

「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第1の3(4)ハ

NO.3 建設の業務、港湾運送の業務、警備の業務、病院等における医療の業務に労働者派遣を行っていませんか？

行っている 行っていない

派遣法第4条、政令第2条

NO.4 関係派遣先(グループ企業)に対する派遣の総労働時間(60歳以上の定年退職者を除く)は、一事業年度の全派遣労働者の総労働時間の100分の80以下となっていますか？

なっていない なっている

派遣法第23条の2、施行規則第18条の3

NO.5 派遣先による派遣労働者の性別や年齢の指定や事前面接の要求など、派遣労働者を特定する行為に協力していませんか（紹介予定派遣を除く）？

協力している 協力していない

派遣法第 26 条第 7 項、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」第 2 の 11

NO.6 派遣先が、貴社を離職した派遣労働者を雇用しないよう、派遣先や労働者と契約していませんか？

契約している 契約していない

派遣法第 33 条

NO.7 派遣労働者との労働契約はすべて、31 日以上の間があり、かつ、労働契約期間内の就労時間の合計を、週単位に換算した場合に概ね 20 時間以上ありますか？

31 日以上かつ、20 時間以上ない 31 日以上かつ、20 時間以上ある

派遣法第 35 条の 3、平成 24 年 10 月 1 日施行の改正労働者派遣法に関する Q & A

NO.8 派遣受入期間に制限のある業務に労働者派遣を行う場合に、同一場所の同一業務に、3 年以上継続して労働者派遣を行っていませんか？

行っている 行っていない

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を行ったことがない

派遣法第 35 条の 2、第 40 条の 2、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第 2 の 14

NO.9 派遣受入期間に制限のある業務に労働者派遣を行う場合で、派遣先がその業務に 1 年を超えて派遣を受け入れている場合には、派遣先の事業所の労働者から意見聴取を行っていることを確認していますか？

確認していない 確認している

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を行ったことがない

派遣法第 40 条の 2 第 3 項、第 4 項

NO.10 派遣受入期間に制限のない業務に労働者派遣を行う場合で、かつ、その業務に付随的な業務が含まれる場合には、その業務の内容や時間、割合等を派遣契約の中に定めていますか？

定めていない 定めている

派遣受入期間に制限のない業務に派遣を行ったことがない

「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第 7 の 2 の(1)イ  
(ハ)①、⑤、第 9 の 4 の(3)ロ

NO.11 派遣労働者が、派遣契約に定められた業務以外の業務に従事していないことや、派遣先に気兼ねして年次有給休暇を申し出にくいこと、などがないことを確認するため、定期的に派遣先を巡回していますか？

巡回していない 巡回している

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の5、  
「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第8の5の(1)

NO.12 派遣労働者を、その労働者が過去1年以内に雇用されていた事業主に対して、派遣していませんか？

派遣している 派遣していない

派遣法第35条の4、第40条の6

## 2 労働者派遣契約

NO.13 派遣契約の締結にあたって、派遣法及び施行規則に定められたすべての事項が、もれなく定められ、かつ、書面に記載されていますか？

定めておらず、記載されていない 定めており、記載されている

派遣法第26条第1項、施行規則第21条第2項、第3項、第4項、第22条

NO.14 派遣契約の締結にあたって、就業日や時間、休日等がシフト表や派遣先カレンダーを参照しなければ明らかにならない場合には、それらの資料が添付されていますか？

添付されていない 添付されている

派遣法第26条第1項、施行規則第21条第3項、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第7の2の(1)イ(イ)④、⑤

NO.15 派遣受入期間に制限のある業務に労働者派遣を行う場合に、派遣契約の締結にあたって抵触日通知を受けていますか？

受けていない 受けている

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を行ったことがない

派遣法第26条第6項

NO.16 派遣先の都合で派遣契約を中途解除する際に、「派遣契約の解除を事前に申し入れること」、「派遣先における就業機会を確保すること」、これができなければ「休業手当及び解雇予告手当に相当する額以上の額について損害賠償を行うこと」が、すべて定められていますか？

定められていない 定められている

派遣法第26条第1項第8号、第29条の2、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第2の6

### 3 派遣元事業主の講ずべき措置

NO.17 派遣先や派遣労働者などに対して、マージン率等の情報提供を行っていますか？

行っていない 行っている

派遣法第 23 条第 5 項、施行規則第 18 条の 2

NO.18 有期雇用の派遣労働者を無期雇用に転換するための措置を講ずるよう努力していますか？

努力していない 努力している

有期雇用の派遣労働者はいない

派遣法第 30 条

NO.19 派遣労働者の賃金を決定する際に、派遣先の同種の業務に従事する労働者の賃金水準などとの均衡を勘案して決定していますか？

均衡を勘案していない 均衡を勘案している

派遣法第 30 条の 2

NO.20 派遣労働者として雇用した場合における賃金額の見込みその他の待遇に関する事項などについて派遣労働者になろうとする者に説明していますか？

説明していない 説明している

派遣法第 31 条の 2、施行規則第 25 条の 2

NO.21 上記 NO.20 の説明にあたって、賃金額の見込みについての説明は、書面、FAX、電子メールのいずれかの方法（書面の交付等）により説明していますか？

書面の交付等により説明していない 書面の交付等により説明している

派遣法第 31 条の 2、施行規則第 25 条の 2

NO.22 あらたに労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときや、すでに雇用している労働者をあらたに労働者派遣の対象とするときには、その労働者にその旨を明示していますか？

明示していない 明示している

派遣法第 32 条

NO.23 新たに労働者派遣をするとき、及び、契約更新により続けて労働者派遣をするときには、派遣労働者に対して、あらかじめ派遣契約に定められた就業条件などを明示していますか？

明示していない  明示している

派遣法第 34 条第 1 項

NO.24 上記 NO.23 の明示は、書面（本人が希望した場合にメール、FAX）により行っていますか？

書面、メール、FAX で明示していない  書面、メール、FAX で明示している

派遣法施行規則第 26 条

NO.25 派遣労働者に対して、書面、FAX、電子メールのいずれかの方法（書面の交付等）で派遣料金額の明示を行っていますか？

書面の交付等により明示していない  書面の交付等により明示している

派遣法第 34 条の 2

NO.26 派遣先へ派遣労働者の氏名等を通知する際に、法律、施行規則及び指針に定められた事項のみを通知していますか？

定められた事項以外の事項を通知している  定められた事項のみを通知している

派遣先への通知を行っていない

派遣法第 35 条、施行規則第 27 条の 2、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第 2 の 10 の(1)ニ

NO.27 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者はすべて加入させていますか？

加入させていない  加入させている

派遣法第 7 条第 1 項第 2 号、一般労働者派遣事業許可条件通知書（許可条件）③

NO.28 派遣受入期間に制限に抵触する最初の日の 1 か月前から前日までの間に、派遣先及び派遣労働者に、抵触する最初の日以降、労働者派遣を行わない旨の通知を行っていますか？

行っていない  行っている

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を行ったことがない

派遣法第 35 条の 2 第 2 項

NO.29 日々又は 30 日以内の労働契約で雇い入れた労働者を派遣（日雇派遣）する場合には、原則禁止の例外にあたることを確認し、確認書類などの記録をしていますか？

していない している

派遣法第 35 条の 3、派遣法施行令第 4 条第 1 項、第 2 項、派遣法施行規則第 28 条の 2 及び第 28 条の 3

NO.30 派遣元責任者は、行うべき事項として法律に定められた事項を、すべて行っていますか？

行っていない 行っている

派遣法第 36 条

NO.31 法律に定められた事項をすべて網羅した派遣元管理台帳を、派遣労働者ごとに作成していますか？

作成していない 作成している

派遣法第 37 条、施行規則第 27 条の 2、第 31 条